

○議長 内海 猛年君

次に2番、田中議員の一般質問を許します。田中議員。

○議員 2番 田中 太君

2番、田中です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名「教育環境の現状について」です。

近年、学校教育現場ではいじめ、不登校問題、保護者また、その関係者からの過剰な要求など、学校だけでは対応できない困難な事案が多く発生しております。これらの事案に対応するために教員の負担が増え、教育における専門性を発揮できない状況であります。また、教員の成り手不足や20代の若い教員の離職などといった問題に直面しております。芦屋町の教育環境をさらに充実したものにするためには、新たな対策が必要ではないかと考えております。この点について現状やお考えをお伺いしたいと思います。

要旨1、教員不足という問題について、芦屋町での現状をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

年度当初は担任の欠員はありませんでしたが、指導法工夫改善など習熟度別の分割授業を行うための教員に不足が生じていました。また、病気休暇、産前産後休暇、育児休業による代替教員に欠員があり、いまだに完全に補充ができていない状況です。現状では芦屋小学校で学級担任が1人病気休暇となり、主幹教諭が担任を代行している状況です。これによる混乱はありません。山鹿小学校で担任外が1人欠。これは育児休業で、いまだ代替教員は未配置となっています。併せて山鹿小学校の町雇用の指導方法工夫改善教員が1人欠となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

それでは、教員に欠員が生じている原因についてどのように考えておられますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

本年度実施した福岡県の来年度の教員採用試験の結果によると、小学校では募集定員600人に対し応募者は696人、応募倍率は約1.2倍となります。2次試験合格者は512人、60

令和5年第4回定例会（田中太議員一般質問）

0人に対して512人ですから、この時点で88人の定員割れとなっています。中学校では募集定員340人に対し応募者は784人、応募倍率2.3倍。2次合格者は395人となっています。この時点で教科別の欠員が出ており美術科が7人、技術科が7人、家庭科に3人の定員割れとなっています。このように教員数が当初から定員割れとなっているのが、教員に欠員が生じている原因であります。このようになったのは教員の志願者数の減少が挙げられます。教員離れの背景には、長時間労働などの厳しい職場環境が報じられ社会問題化したことが大きいと考えています。また部活指導の問題や、近年の保護者対応の難しさも若者の教員離れに影響を与えていると思われます。そのほかには産休、育休の取得者が見込みより増加した。特別支援学級数が見込みより増加した。病休者数が見込みより増加したことによる教員不足もあると思われます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

この教員不足という問題に対して、県や町では人材確保の対策としてどのような取組がされているかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

県の教育委員会では講師の事前登録制度を導入して、教員免許は持っていますが学校現場から離れている人、いわゆる「ペーパーティーチャー」を対象に説明会を開催したりしています。また、現職教員に対して定年退職後の再任用希望者についての調査回数を増やして、できるだけ再任用に応募してもらえるよう声掛けを行うなどの対策をとっています。また、採用試験に関しては大学等推薦特別選考、これは学業成績が優秀な学生さんのうち公立学校教員としての適性があるとして大学等が推薦する者を対象として第一次試験を免除。それから社会人経験者特例。教員免許を持っていなくても2年間で免許をとれば採用するとか、あるいは大学3年生チャレンジ特別選考の導入など、いろんな採用試験の工夫をしておりますが、教員不足の解消には至っておりません。芦屋町では、町雇用の教員について広報あしやで募集したり、新聞折り込みの求人募集紙に応募をお願いしたりしていますが、教員不足の解消には至っておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

令和5年第4回定例会（田中太議員一般質問）

教員不足についてテレビや新聞などで報道されていますが、この芦屋町でも教員が足りず過酷な労働環境だということが分かりました。教員は学習指導を行うために事前準備（教材研究）を行い、授業そして放課後にはノートや提出物チェック、指導力アップのための校内研修などに多くの時間を要すると言われていています。そのほかにも、いじめや不登校、学校内での事故など日々様々な問題の対応や保護者からの過剰な要求対応などに、学校はかなり苦慮されているのではないかと拝察します。そこでお尋ねいたします。

要旨2、小学校の教育現場が抱える問題について。小中学校におけるいじめに対する指導についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

学校におけるいじめ問題に対してはいじめ防止対策推進法に基づき、学校及び教育委員会において「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を組織的かつ意図的・計画的に実施しています。主な対応としては4つです。

1つ目は子供のプライド——、自尊心と意思を尊重し気持ちに寄り添って一緒に考えることです。2つ目は加害者の心情や背景をつかみ、傷ついた被害者の気持ちなどに気付けるように根気強く話し合いをすることです。3つ目はいじめの解決に向けた指示を学校やいじめ防止の関連機関などに相談することです。4つ目は親子の生活の構築、子供を認めて褒める、親子で被害者に謝罪するなどの対応を行うことです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

それでは増加傾向にある小中学校における不登校児童生徒に対して、どのような取組をされているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

不登校児童生徒に対する取組では教育機会確保法、正確には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」といいますが、これに基づく支援を行っていま

令和5年第4回定例会（田中太議員一般質問）

す。不登校児童生徒が年々増加する中、文部科学省では誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、通称「COCOLOプラン」と呼んでいます。これを本年3月に取りまとめています。主な取組としては3つです。1つ目は不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることです。2つ目は心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援をすることです。3つ目は学校の風土の「見える化」を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするということです。この3つです。

芦屋町では魅力ある学校環境づくりのため、安心して通うことができる学校づくり、習熟度別の指導や基礎学力の定着に向けたきめ細かい教科指導、及び学活などの特別活動や体験活動を通じて学習意欲を育む指導を行っています。また、スクールソーシャルワーカーと連携し、不登校の児童生徒に対し、きめ細かく柔軟に対応できるよう定期的に小中学校を巡回し、児童生徒や保護者からの相談に応じています。また、中学校には不登校対策支援員を配置し、校内に「ほっとルーム」や「リフレルーム」を設け、生徒の居場所づくりに努めています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

P T A活動のあいさつ運動で中学校の校門に立つことがあります。先月まで登校すらできなかった生徒が小さな声で挨拶し登校してきた姿を見ました。不登校対策支援員の配置が必要ですが、きめ細やかな取組は大変評価されるものだと思います。それでは、そのほか近年学校現場で苦慮されていることはありますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

生徒指導において問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応の取組が重要であることは先ほど申したとおりですが、学校は特定の教員だけで問題を抱えることなく、教職員が一体となって組織的に対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートすることに心がけています。学校での事故や生徒指導上の問題が発生した際、学校だけでは対応が困難な場合があるため、教育委員会では学校と連絡を密にし、必要に応じて町の指導主事を派遣する、県の指導主事の派遣を依頼するなどの支援を行っています。最近の例では、学級運営に対する妨害行為を繰り返す児童生徒についての対応策を検討するため、学校、教育委員会、健康・こども課のほか、スクールソーシャルワーカー、県教育委員会の指導主事、保護司、警察のスクールサポーター、少年補導員、

令和5年第4回定例会（田中太議員一般質問）

児童相談所、児童委員などを交えての意見交換、情報の共有、対応策の検討などを行っております。そのほか法的な問題がある場合には、教育委員会を通じて町の顧問弁護士へ相談し、弁護士からアドバイスを受けることもあります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

弁護士へ相談できる体制はできているものの、学校から教育委員会を通じて弁護士へ相談、これは又聞きとなり、即応性に欠けるものだと考えられます。学校で発生する様々な問題について弁護士から学校へ直接助言・アドバイスをするスクールロイヤー制度についてお尋ねいたします。スクールロイヤーについて簡単に御説明していただけますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

スクールロイヤーについては正確に定義されたものではありませんが、文部科学省では児童生徒への教育上の配慮や管理職、スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など、学校の事情等に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材のことをスクールロイヤーと呼んでいます。主な職務としては学校や教育委員会からの法務相談への指導助言、コンプライアンスや紛争予防に関する教職員への研修、トラブル発生時の初期対応などがあります。

具体的に想定されるものとしては、いじめ・虐待や子供の問題行動等への対応、保護者の過剰な要求等への対応、体罰やセクシュアルハラスメント、生徒指導上の問題等への対応、学校での事故などです。スクールロイヤーは中立な立場から指導助言などをするため、問題が訴訟案件となった場合、スクールロイヤーが学校もしくは教育委員会の代理人として活動することはできないとされています。この点が顧問弁護士とは異なります。

現在、国は都道府県及び政令指定都市の教育委員会へ弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より地方交付税措置をしている状況です。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

学校教育現場での問題は複雑化・多様化しております。学校教育課長からお答えしていただい

令和5年第4回定例会（田中太議員一般質問）

たいじめや不登校、保護者からの過剰な要求などの対応だけではなく、その他多くの問題が身近にあります。これらの問題を学校だけで対応するのは困難だと考えられます。教育問題に特化したスクールロイヤー導入により、子供の安全確保、生命や身体の安全に関わる重大事案の防止、学校と保護者の合理的な関係調整による信頼関係の維持・確保、教員にとっても安心・安全の働きやすい環境の確保など大きな効果があるものと考えます。特に、スクールロイヤーのサポートにより教員が諸問題に対応する時間が軽減され、より一層子供と向き合い、個別学習指導や子供の課題や状況に応じたきめ細やかな指導をすることが可能になります。さらに、授業内容や指導方法の研究を充実させ、教員の授業力を高めることにより、子供たちの学ぶ意欲や確かな学力向上につなげることが期待できます。そこでお伺いいたします。

要旨3、芦屋町独自でスクールロイヤー導入のお考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教育委員会としては、児童生徒の最善の利益を念頭に置きつつ、教員が生徒指導や保護者対応などに不安なく当たることができるよう、スクールロイヤーの導入は早急に実現したいと考え、導入を前提とした検討を続けています。その中で、郡内の自治体によっては自治体の顧問弁護士ほかに教育行政に関する事項を受け持つ顧問弁護士を入れているところがあることが分かっています。芦屋町においては、文科省が唱える方式だけにこだわらず、日常的に学校から直接弁護士へ相談できる体制をできる限り早く、スクールロイヤーを導入できるようにしたいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

I C T教育の推進や英語教育の充実、地域の方々による見守り活動。そして弱音を一切吐かず辛抱強く教壇に立たれておられる先生、皆様方には深く感謝しております。「芦屋の子供は芦屋で育てる」。未来ある子供たちに最高の教育環境を準備することは我々の責務であります。芦屋町のさらなる教育充実のために、1中・3小学校に寄り添った形でのスクールロイヤーの導入をぜひとも前向きに御検討していただき、早期に実現していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、田中議員の一般質問を終わりました。